

防防戦（事）第102号
令和2年3月24日

海上幕僚長 殿
航空幕僚長

事務次官
(公印省略)

令和2年度南鳥島における港湾の整備及び管理に関する常駐監督職員
及び常駐管理業務職員並びに調査業務等に係る支援について（通達）

標記について、国土交通省から別添のとおり依頼があり、協力することとされたので、下記のとおり実施されたい。

記

1 期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

2 支援対象者

- (1) 国土交通省の職員のうち、次に掲げる者（以下「国交省関係職員」という。）
 - ア 港湾の整備に係る工事を監督する職員
 - イ 港湾の管理に係る業務を行う職員
 - ウ 調査又は検査業務に係る職員
- (2) 調査業務請負会社等の調査員、保守点検・修理業務請負会社及び機器設置業務請負会社の作業員並びに工事請負会社が派遣する医師（以下「調査会社調査員等」という。）、港湾の整備・管理に係る財務省等の職員
- (3) 緊急の輸送を要する特定離島港湾施設に係る工事作業員

3 支援事項

- (1) 海上自衛隊
 - ア 航空機による人員等の輸送（定期便）
 - (ア) 輸送区間 海上自衛隊厚木航空基地～南鳥島（往復）
 - (イ) 搭乗予定者 支援対象者

- (ウ) 輸送物資 工事の監督、施設管理業務、調査又は検査業務及び健康管理業務（以下「工事監督業務等」という。）に係る物資
- イ 南鳥島における国交省関係職員、調査会社調査員等及び港湾の整備・管理に係る財務省等の職員に対する食事の支給
- ウ 波止場の使用
- エ 海上自衛隊南鳥島航空派遣隊の所有するゴムボートによる支援
- (2) 航空自衛隊
 - 航空機による人員等の輸送（特別便）
 - ア 輸送区間 海上自衛隊厚木航空基地若しくは航空自衛隊入間基地又は小牧基地～（硫黄島）～南鳥島（往復）
 - イ 搭乗予定者 支援対象者
 - ウ 輸送物資 工事監督業務等に係る物資

4 その他

- (1) 使用施設、土地（敷地）及び貸与物件等に国交省関係職員又は調査会社調査員等が損傷を与えた場合には、国土交通省が責任を持って現状に復旧する。
- (2) 現地業務に関わる事故等が生じた場合には、国土交通省が然るべく対処する。
- (3) 食事の支給に係る費用は、国土交通省が負担する。
- (4) 輸送期日、搭乗者及び輸送物資の詳細その他本支援を実施する上で必要となる細部の事項については、防衛政策局戦略企画課長から連絡させる。

添付書類：国港海環第107号（令和2年3月10日）